埼玉県警察本部

令和8年熊本地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証・マイナ免許証の有効期間が**令和9年1月27日まで延長**されます。

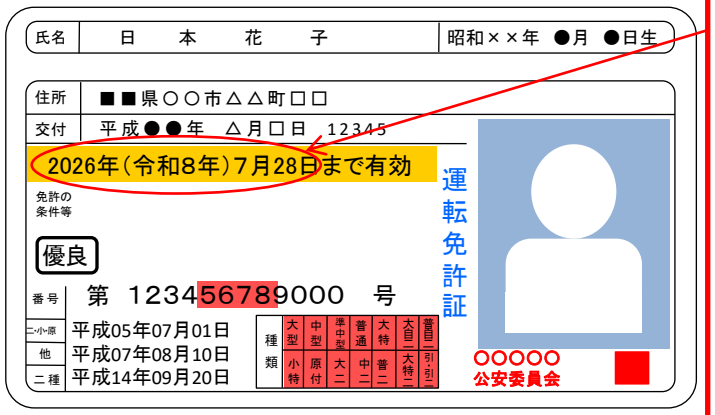

有効期間の末日（左の場合、令和8年7月28日）が、

令和8年7月28日から令和9年1月26日までの方

は、令和9年1月27日まで運転することができます。

（令和9年1月27日までに更新手続をしてください。）

対象となる方

【熊本県】　熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

全　21市町村

※　対象となる市町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和8年7月28日時点のものです。